

--	--	--	--

「同一労働同一賃金」の徹底理解と実務対応

～ 改正法と新裁判例に焦点を当てた実務対応策の提示 ～

開催にあたって

2020年4月1日から、「同一労働同一賃金」に関するパート有期労働法、改正派遣法がいよいよ施行されます（*中小企業におけるパート有期労働法の適用は2021年4月1日から）。企業においては、今回の法施行に備え、説明義務の履行、「通常の労働者」の設定、派遣法における労使協定方式・均等均衡方式の選択などの改正点について、その改正内容を理解した上で、十分な対策を講じておく必要があります。また、近時は、「同一労働同一賃金」に関する多くの裁判例が出されており、正社員・非正規社員間の待遇格差を検討するに当たっては、これらの裁判例を踏まえた検討・対策が不可欠になっています。

本セミナーでは、「同一労働同一賃金」に関する①パート有期労働法、改正派遣法それぞれの内容、論点を丁寧に解説し、②新裁判例についての分析結果を明示し、それらを踏まえた上で、③改正法に対する具体的な対応策（職務分離に関するチェックリスト、労働条件ごとの対策、説明義務に関する文書、各種規程）を提示致します。

日時 2019年10月11日(金) 10:00~16:30 **1日・5.5時間コース**

会場 東京・代々木・本会内セミナー室(下図参照)
東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 TEL(03)3403-1972(直)

講師 石嵩・山中総合法律事務所 弁護士 **佐々木 晴彦氏**

対象 人事・労務部門のマネージャー・スタッフの方

主催 一般社団法人 日本経営協会

申込要領

■申込・支払方法

参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送又はFAXにてお申込みください。追って、振込口座名を記載した請求書と参加券をご派遣責任者(連絡担当者)までお送りします。受付は参加券・請求書送付にて確認します。不着の場合は必ず電話にてご確認ください。お振込みは原則として請求書に記載されましたお支払期限までをお願いします。

- 振込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。また、領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 万一ご都合が悪くなった場合は代理の方がご出席ください。
- 教材は原則として当日会場にてお渡しします。
- 参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては中止・延期させていただきます。
- すでにお振込みの場合は、全額返金させていただきます。
- 録音録画、撮影等は原則として出来ません。ご了承ください(特記の場合を除く)。

■早割・複数について【最大4,400円(税込)割引】

- ・早割(早期申込割引)お申込みされた講座のうち、開催日がお申込み日より2ヵ月以上先の講座について参加料を1講座1名あたり2,200円(税込)割引させていただきます。
- ・複数(複数申込割引)複数名のお申込みで、参加料を1名あたり2,200円(税込)割引いたします。(ただし、同時にお申込みの場合に限ります)
- ・2019年10月1日からの消費税引き上げを前提としております。

■WEBお申込みの流れ

- 1 一般社団法人日本経営協会 ホームページ <http://www.noma.or.jp>
- 2 「セミナー/講座」を選択
- 3 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- 4 ご希望セミナーを検索。ご希望のセミナーをクリック。
- 5 ご希望セミナー詳細の最後の「WEB申込」からお申込み
- 6 お申込みをいただきますと、確認メールが届きます。

■キャンセルについて

開催日の3営業日前からは30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡が無く欠席の場合は、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

■会員入会手続きについて

入会の詳細および特典については、ホームページの「会員検索/ご入会のご案内」をご参照ください。

■参加料(1名/テキスト・資料代含む)

	参加料	消費税	合計
NOMA会員(1名)	30,000円	3,000円	33,000円
一般(1名)	37,000円	3,700円	40,700円

2019年10月1日からの消費税引き上げを前提としております。

会場案内図

★JR代々木駅の正面(西口)改札を出て、宝くじ売場と富士そばの間の道を進んで下さい。明治通りを原宿方面に進み、コンビニ・ローソンの先のビルです。

代々木駅下車(西口)徒歩7分

お申込み・お問合せ先 一般社団法人 日本経営協会

企画研修グループ ●担当: 池田
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL(03)3403-1972(直) FAX(03)3403-8417
URL <http://www.noma.or.jp>

一般社団法人 日本経営協会 企画研修グループ 宛
FAX(03)3403-8417

2019年 月 日 事務局 使用欄 No.

参加申込書

「同一労働同一賃金」の徹底理解と実務対応

13409

2019.10/11
10:00開講
NOMA

企業(団体)名	フリガナ	TEL	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 一般 (該当にレ印をつけて下さい)	
所在地	〒	FAX	業種	
参加者氏名		所属・役職	早・複割	メールアドレス
フリガナ			早・複	e-mail:
フリガナ			早・複	e-mail:
フリガナ			早・複	e-mail:
請求書・参加券送付先	フリガナ	所属・役職	メールアドレス	e-mail:

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
 ①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②人事労務関連セミナーなど本会セミナー(事業)のご案内 ※なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—□不要
 ※今後eメールによるご案内も予定しています。ご希望の方は、ご記入ください。

「同一労働同一賃金」の徹底理解と実務対応

プログラム内容

1 「同一労働同一賃金」に関する

基本事項の確認

- (1) 正社員と非正規社員
- (2) 「均等」と「均衡」
- (3) 現行法（パート労働法・労働契約法20条）の整理
- (2) ハマキョウレックス事件最高裁判決
- (3) 長澤運輸最高裁判決
- (4) 両最高裁判例の射程
- (5) 下級審全判決の分析（～令和元年9月までの裁判例）
- (6) 判例・裁判例の傾向と分析

2 改正法の内容・論点整理

- (1) 改正法の概要・経緯
- (2) 改正法と現行法の関係
- (3) パート有期労働法8条、9条
 - ① 説明義務
 - ② 「通常の労働者」
 - ③ 不合理性の判断手法
 - ④ 差別的取扱い禁止の判断手法
- (4) 派遣法
 - ① 均等均衡方式
 - ② 労使協定方式
 - ③ 情報提供義務、説明義務等

3 改正法対策のための新裁判例の分析

- (1) 「同一労働同一賃金」に関する裁判例の概要

4 実務対応

- (1) 地位確認・差額請求を防ぐ規定整備
- (2) 「均等」問題となるのを防ぐには
- (3) 「その他の事情」の整備
- (4) 手当の廃止・付替
 - 九水運輸商事事件を踏まえ
- (5) 各賃金項目（手当）の設計に関する考察
 - ① 基準内賃金・賞与・退職金
 - ② 各手当（裁判例で争点となった全手当）
 - ③ 福利厚生
- (6) 定年後再雇用に関する対策
- (7) 説明義務に関する対策
- (8) 就業規則・賃金規程におけるポイント解説
- (9) 待遇格差に関する団体交渉対応

左記プログラムは都合により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

講師紹介

石寄・山中総合法律事務所 弁護士 **佐々木 晴彦 氏**
ささき はるひこ

上智大学法学部国際関係法学科卒業、石寄・山中総合法律事務所入所（第一東京弁護士会所属）。経営法曹会議会員。「同一労働同一賃金」関連の規定整備・制度設計・団体交渉対応など人事労務分野を専門とする。「同一労働同一賃金」に関連する文献としては、「同一労働同一賃金・派遣労働者の待遇差是正」（ビジネス法務）、「同一労働同一賃金ガイドライン案を考える（上）、（下）」（人事労務実務のQ&A*共著）、「私はこう見る！同一労働同一賃金ガイドライン案」（ビジネスガイド*共著）、「働き方改革『同一労働同一賃金』報告書を読む！」（ビジネスガイド*共著）、「賃金をめぐる2つの最高裁判決を読む」（人事労務実務のQ&A*共著）等がある。

※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせ下さい。